

令和4年度ITスキル習得・再就職トータルサポート事業
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和4年2月28日

産業人材育成課長

1 業務の概要

(1) 業務名 令和4年度ITスキル習得・再就職トータルサポート事業

(2) 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、社会全体のデジタルトランスフォーメーションが加速化する中、幅広い産業分野でIT（情報通信）技術を活用できる人材の需要が高まっており、今後、需要はさらに高まる見込みです。

一方、コロナの影響で悪化した経済・雇用情勢は未だ回復の途上にあり、離職を余儀なくされた者や就職が困難な状況におかれている者への支援が求められています。

このため、コロナの影響により離職した若者等を対象に、プログラミング等の実践的な職業訓練を、オンラインを活用して行うことによりITスキルを付与するとともに、求人開拓やマッチング等の再就職支援を一体的に行うことで、IT技術を活用できる人材の育成とIT関連業界への就職の促進を図ります。

(3) 業務内容

委託業務の概要は、以下①～⑤のとおりです。

① 支援の概要

コロナの影響により離職した若者等を対象に、以下の支援を実施する。

ア キャリアカウンセリング

イ オンラインによる職業訓練（IT関連のスキル付与等）

ウ 就職支援（ビジネスマナー等の付与を含む）

エ 職業紹介・マッチング

② 支援対象者

対象者は、以下の全てに該当する者とし、IT関連業務の経験の有無を問わない。

ア 原則35歳以下の者（訓練開始時点）

イ 求職中の者（就業経験のない者も含む）または非正規雇用で就業している者

ウ 県内のIT関連業界等で正社員として就職を希望する者

③ 求人開拓の実施

支援対象者への求人紹介・マッチングを行うにあたり、求人開拓を行うこと。

支援対象者のニーズ等を踏まえつつ、原則として正社員として雇用することを前提とした企業の求人を開拓すること。

求人開拓先となる企業は、IT関連業界の企業及びIT人材を求める企業等とする。

④ 支援期間

上記①アからエまでの支援（職業訓練と就職支援）をあわせて4か月以内とする。
ただし、期間内にマッチングに至らない場合は、その後も必要な支援を行うこと。

⑤ 支援規模

支援対象者の規模は60人以上とする。

(4) 仕様等

別添「令和4年度ITスキル習得・再就職トータルサポート事業業務委託仕様書（案）」
のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

① 運営体制及び事業計画

- ア 基本方針（コンセプト）
- イ 運営体制
- ウ 事業計画（全体スケジュール）
- エ 個人情報の取扱い

② 事業内容

- ア 支援対象者の募集
 - (ア) 若者等向けの周知・広報
 - (イ) 応募受付及び選考の方法
- イ 職業訓練
 - (ア) 実施体制
 - (イ) 目標とする仕上がり像
 - (ウ) 具体的なカリキュラム
 - (エ) 使用する機器・教材
- ウ 求人開拓
 - (ア) 実施体制
 - (イ) 企業の求人ニーズに関する現状認識
 - (ウ) 企業向けの周知・広報
- エ 就職支援・マッチング
 - (ア) 実施体制
 - (イ) 現在の雇用情勢に関する現状認識
 - (ウ) 具体的な支援内容
- オ 関係機関との連携
- カ 業務に要する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所 県が指定する場所

(7) 履行期間又は履行期限 契約日から令和5年3月31日まで

(8) 費用の上限額 57,436,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定に基づく有料職業紹介事業の許可を受けた事業者であること。
- (8) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (9) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (10) 長野県庁で行う説明会、プレゼンテーション及び打合せ等に参加できること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570（住所不要）
 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
 長野県産業労働部産業人材育成課能力開発係
 担 当 荻原 悠介
 電 話 026-235-7199（直通）
 F A X 026-235-7328
 メール jinzai@pref.nagano.lg.jp

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ① 提出期限 令和4年3月7日（土曜日、日曜日及び休日^{*}は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）
 【※ 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日という。以下同じ。】
 - ② 提出先 3(4)に同じ。（メールも同様）

③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業人材育成課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により産業人材育成課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業人材育成課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

(1) 開催日時 令和4年3月9日 午後2時から（1時間程度）

(2) 開催場所 参加申込書を提出いただいた方へ別途連絡します。

（WEB会議システム（Cisco Webex）により開催する場合があります）

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期間 令和4年3月10日まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

(3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメール等により提出するものとします。

(4) 回答方法 質問者に対してメール等により回答するほか、産業人材育成課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和4年3月12日までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

自由様式とする。

(3) 企画書記載上の留意事項

業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。
また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)に同じ。
- ② 受付時間 令和4年3月10日まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。午前9時から午後5時まで）
- ③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和4年3月15日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）
- ② 提出先 3(4)に同じ。
- ③ 提出部数 7部（原本1部、写し6部）
- ④ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業人材育成課に到達したものに限り、郵送の場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、別添「令和4年度ITスキル習得・再就職トータルサポート事業評価基準（以下、「評価基準」という。）」に基づいて選定されます。

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案書の選定に当たっては、「令和4年度ITスキル習得・再就職トータルサポート事業公募型プロポーザル評価会議（以下、「評価会議」という。）」を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ② 評価会議の構成員は、「評価基準」の項目ごとにA～Eの5段階で評価し、評価点は、各項目に対する配点に係数0.2～1.0を乗じた点数とします。

評価	内容	係数
A	非常に優れている	1.0
B	優れている	0.8
C	標準	0.6
D	やや劣る	0.4
E	劣る	0.2

- ③ 評価会議の構成員は、②の採点結果により優れた方から順に、1位から3位までの順位付けを行います。同点がある場合は、各構成員の判断により順位付けを行います。各構成員の順位付けに対し、1位は4点、2位は2点、3位は1点の順位点を付けます。
- ④ 「評価基準」の項目のいずれかに「E（劣る）」の評価をした構成員がある場合、各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断において「E」とした場合は、他の項目の評価にかかわらず不採用とします。
- ⑤ 各構成員の順位点を総計して最も得点の高い者（以下、「最高得点者」という。）を委託候補者として選定します。最高得点者が複数だった場合は、その中から各構成員の意

見を踏まえた上で、座長の判断により委託候補者を選定します。ただし、評価の結果、最高得点者の評価点の合計が、出席している構成員の数に60を乗じた値に満たない場合には、委託候補者の選定は行いません。

⑤ プレゼンテーションの実施日時及び場所

- ・実施日時 令和4年3月18日 午後2時から
- ・場 所 企画提案書を提出いただいた方へ別途連絡します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業人材育成課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業人材育成課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業人材育成課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業人材育成課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により産業人材育成課長に提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業人材育成課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 本件は、契約に係る予算が議会で議決され、当該予算の執行が可能になったときに、その効力が生じます。
- (2) 歳出予算において、この事業の委託契約に係る予算の執行が不可能となった場合は、契約を締結しません。
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570（住所不要）

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県産業労働部産業人材育成課能力開発係

担 当 荻原 悠介

電 話 026-235-7199（直通）

F A X 026-235-7328

メー ル jinzai@pref.nagano.lg.jp

- (5) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (6) 企画提案書の補足資料がある場合は、プレゼンテーション時に提出することができます。

様式第3号（第13第2項、第3項）

参加申込書

年 月 日

産業人材育成課長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(個人にあつては住所、氏名)

下記業務の公募型プロポーザル方式に参加したいので、資格要件具備説明書類を添えて参加を申し込みます。

記

- 1 対象業務名
令和4年度ITスキル習得・再就職トータルサポート事業
- 2 公告日
令和4年2月28日

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電 話
F A X
メー ル

参加要件具備説明書類総括書

提出者名 _____

1 長野県入札参加資格者登録番号及び等級区分

(1) 物品購入等入札参加資格者名簿または長野県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者の場合：長野県入札参加資格者登録番号

(2) 上記(1)の名簿に登録されていない者の場合：誓約書（別紙様式）

2 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類

別紙のとおり（納税証明書（未納の額がないことの証明））

3 社会保険に加入していることが確認できる書類

別紙のとおり

	加入義務有・労働保険 申請日直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し等 ・厚生年金保険、健康保険 申請日直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し等 加入義務無・賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4 同種又は類似の業務の実績

業 務 名			
(1) 発注者名			
(2) 契約金額			
(3) 履行期間			
(4) 業務の概要			

- (注) 1 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
 2 実績は、公告の日から過去5年以内に履行した業務を対象とする。
 3 上記実績を証する契約書の写しを添付すること。

- 5 職業安定法の規定に基づく有料職業紹介事業の許可を受けた事業者であることが確認できる資料

- 6 定款及び会社概要（パンフレット）
別添のとおり

様式第6号、様式第7号（第17第3項、第18第2項）

業 務 等 質 問（回 答）書

提出日： 年 月 日

発注機関名	産業人材育成課	公 告 日	令和4年2月28日
業 務 名 業 務 箇 所 名	令和4年度ITスキル習得・再就職トータルサポート事業		
質問書提出者	所 在 地		
	商号又は名称		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質問内容			

回答日： 年 月 日

回 答	
-----	--

（注）様式第6号は（ ）部分なし

企 画 提 案 書

年 月 日

産業人材育成課長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(個人にあつては住所、氏名)

下記の業務について、企画提案書を提出します。

記

- 1 対象業務名
令和4年度ITスキル習得・再就職トータルサポート事業
- 2 公告日
令和4年2月28日

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電 話
F A X
メー ル

見 積 書

年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

見積人
住 所
商号又は名称
代表者氏名
(個人にあつては住所、氏名)

下記のとおり見積りします。

記

1 業 務 名	令和4年度ITスキル習得・再就職トータルサポート事業
2 業 務 箇 所	
3 見 積 金 額	

(見積金額には消費税及び地方消費税を含みません。)